

造船業等復興支援事業に係る
事務局の募集について

公募要領

※ この公募は平成 25 年度予算の国会における成立を前提としており、平成 25 年度予算の成立前の採択に関しては、採択予定者の決定であり、正式な採択は平成 25 年度予算成立後となります。また、補助事業の内容等に変更があり得ることをあらかじめご了承下さい。

平成 25 年 4 月

復興庁

国土交通省

公募要領目次

- I. 「造船業等復興支援事業」事務局公募要領について
 1. 総則
 2. 業務内容
 3. 予算額等
 4. 応募資格
 5. 応募の方法について
 6. 選定基準について
 7. 審査の実施
 8. その他

- II. 「造船業等復興支援事業」事務局設置運營業務の概要
 1. 業務の目的
 2. 業務内容

- III. 「造船業等復興支援事業」事務局設置運營業務に係る企画書審査の手順について
 1. 評価委員会による審査
 2. 応募書類等の審査方法

- IV. 「造船業復興支援事業」事務局設置運營業務に係る企画書等審査基準及び採点表

I. 「造船業等復興支援事業」事務局公募要領

1 総則

「造船業等復興支援事業」事務局設置運營業務に係る公募の実施については、この要領に定めます。

2 業務内容

本業務の内容は、II. 「『造船業等復興支援事業』事務局設置運營業務の概要」のとおりとします。

3 予算額等

業務の予算額は、造船業等復興支援事業に要する費用のうち、事務局の業務に要するものとして、「造船業等復興支援事業費補助金交付要綱」に基づく復興補助金により造成された基金（約 160 億円（消費税及び地方消費税額を含む。））を超えない範囲で基金設置法人が相当と認める金額（以下「事務費用」という。）として決定されます。

事務費用の区分は別表 1 のとおりとします。なお、事務費用は可能な限り合理化することに努めるものとします。

4 応募資格

次の(1)～(6)までの全ての条件を満たすことのできる民間団体等とします。

- (1) 日本国において登記された法人であること。
- (2) 補助金の執行等、本事業に類似の事業に関する実績を有し、かつ本事業の遂行に必要な組織、人員を有することが可能であること。
- (3) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 国及び基金設置法人が本事業を推進する上で必要とする措置を、迅速かつ効率的に遂行できる体制を構築できること。
- (5) 予算決算及び会計令第 70 条「一般競争に参加させることができない者」の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当します。
- (6) 予算決算及び会計令第 71 条「一般競争に参加させないことができる者」の規定に該当しない者であること。

5 応募の方法について

(1) 応募方法

事業の応募に必要な書類及び応募様式ファイルを保存した CD、DVD 又は USB メ

モリーを、公募期間内に持参又は郵送により、国土交通省に提出していただきます。提出物は、封筒に入れ、宛名面に「『造船業等復興支援事業』事務局応募書類」と赤字で明記してください。

(2) 公募期間

平成25年 4月19日(金) から平成25年 5月 9日(木) 17時必着

(3) 提出書類(様式が指定されているもの以外は様式自由とする。)

- ① 公募申請書【様式1】
 - ② 法人の定款又は寄付行為
 - ③ 法人の概要が分かる説明資料
 - ④ 過去3年程度の事業報告及び決算報告(又は事業計画及び収支予算)
 - ⑤ 事業実施計画書
 - ⑥ 被災造船業等集約化促進事業の公募及び事前着手の承認、被災造船業等集約化促進事業の審査及び採択、被災造船業等集約化促進事業の交付決定、被災造船業等集約化促進事業の進ちょく状況管理・確定検査及び支払、その他の事業管理に必要な事項に関する方法についての説明書
 - ⑦ 実施体制及び事業に関する事業部等の組織に関する説明書
 - ⑧ 被災造船業等集約化促進事業の類似事業の実施実績⑨業務管理費内訳書【様式2】
「『造船業等復興支援事業』事務局設置運營業務」を実施するために必要な業務管理費のすべての額(消費税及び地方消費税額を含む。)を記載した内訳書
- ①～⑨の書類を国土交通省に対し、正本1部、副本5部の計6部提出していただくとともに、これを保存したCD、DVD又はUSBメモリーを同封(1部)してください。

ただし、参考となる添付書類については、書類(紙)のみの提出でも結構です。

(4) 受付先

復興庁予算・会計班

〒110-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル1階

(5) 提出方法及び提出に当たっての注意事項

- ① 持参又は郵送してください。
- ② 持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで(12時～13時は除く)とします。
- ③ 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります。(提出期限必着のこと。)

- ④ 提出された応募書類等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできません。また、返還も行いません。
- ⑤ 応募資格を満たさない者が提出した応募書類等は、無効とします。
- ⑥ 虚偽の記載をした応募書類等は、無効とします。
- ⑦ 応募書類等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑧ 提出された応募書類等は、国土交通省において、審査以外の目的に提出者に無断で使用しません。審査の結果、契約候補者として選定された者が提出した申請書類等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合があります。
- ⑨ 応募書類等において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の計画を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書等の提出を求めることがあります。

（6）応募に関する質問の受付及び回答

○ 受付先

〒110-0052 東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル 1 階
復興庁予算・会計班国土交通省担当
TEL：03-5545-7417
FAX：03-3224-9081

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省海事局船舶産業課
TEL：03-5253-8634
FAX：03-5253-1644

○ 受付方法

FAX（A4、様式自由）又は電話にて受け付けます。（来訪等による問合せには対応しません。）

○ 受付期間

平成 25 年 4 月 19 日（金）から平成 25 年 5 月 9 日（木）までの平日の 10 時から 17 時まで（12 時から 13 時を除く）

6 選定基準について

契約候補者の選定は、以下の項目を総合的に評価して行うものとします。

(1) 「造船業等復興支援事業」事務局としての適格性

- 法人格の有無
- 本事業の類似事業の実施実績
- 組織の本事業に関する専門知識・ノウハウ等

(2) 事業実施計画

- 事業実施計画（スケジュール）の妥当性、効率性

(3) 事業実施方法

- 造船業等復興支援事業の公募
 - 造船業等復興支援事業の審査及び採択（第三者委員会の設置・運営を含む。）
 - 造船業等復興支援事業の交付決定に係る業務（交付申請書の受理・交付決定通知書の発出等）
 - 造船業等復興支援事業の進捗状況管理、確定検査、支払手続及び事業に関する問い合わせ
 - その他の事業管理に必要となる事項についての対応
- 以上の妥当性、効率性

(4) 事業実施体制と事務費用

- 要員数や事務所の確保、事業の実施体制スキームの構築及び明確な役割分担の実施
- 適切な経営基盤、一般的な経理処理能力
- 事務費用の金額の妥当性

7 審査の実施

- (1) 審査は、評価委員会がⅢ. 「『造船業等復興支援事業』事務局設置運營業務に係る審査の手順について」及びⅣ. 「『造船業等復興支援事業』事務局設置運營業務に係る応募書類審査基準及び採点表」に基づき、提出された応募書類等について行い、業務の目的に最も合致し優秀な応募書類等を提出した1者を選定します。
- (2) 審査結果は、応募者に遅滞なく通知します。

8 その他

採択決定後から基金設置法人による基金の造成までの間に、国土交通省及び基金設置法人との協議を経て、業務内容・構成、事業規模、金額などに変更を生じる可能性があります。

また、基金設置法人と事務局が異なる法人である場合は、基金設置法人との委託契約を締結するものとします。この場合においては、国土交通省及び基金設置法人の間で契

約書作成に当たって条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事務局の事業開始となります。

別表1

事務費用の区分

区 分	内 容
業務管理費	労務費、旅費、審査委員会費、通信費等（振込手数料、郵送料、通信費、回線使用料、消耗品費）、資料保管費、システム運営費（システム開発費、維持補修費）、電子計算機借料等、事務所維持費・光熱費、一般管理費、外注費

【別紙】 執行スケジュール

※ 平成 25 年度予算の国会における成立が前提であり変更の可能性あります。

日 時		作業内容
平成 25 年度	5 月中旬	事務局決定
平成 25 年度 ～	5 月下旬以降	事務局から事業公募開始 ・問い合わせ、相談への対応
	随時	審査開始(第三者委員会) 事業者採択・交付申請書の受理 事務局より採択先発表、交付決定通知発出

(注) 事務局は、交付申請書が到達してから30日以内に交付決定を行うものとしします。

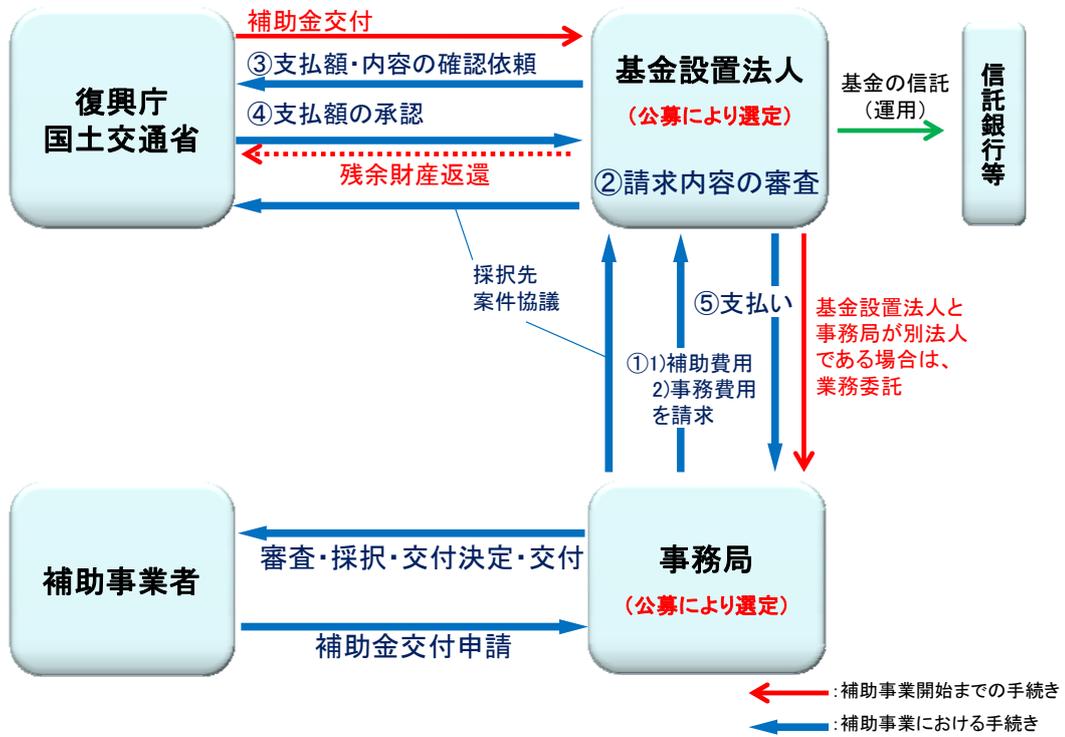
事業終了までの間、必要に応じ中間
検査、計画変更申請対応等の補助金
執行管理業務を実施、
事業終了をした案件について、確定
検査・補助金の支払請求等の実施

～原則とし て、平成 28 年度	原則として、平成 29 年 3 月末迄	実績報告確認、確定検査の終了 実績等のとりまとめ
	原則として、平成 29 年 4 月頃	補助金支払いの最終手続

※ 原則として、平成28年度までに事業を終了することとしています。事業
実施期間等の詳細につきましては、Ⅱ. 2. (5) 及び(6)をご参照くださ
い。

※ 正当な理由により期間内に事業を終了できない場合には、正当と認め
られた範囲内で事業実施期間の延長を認める場合があります。

【参考】事業執行のスキーム



※実際には、基金設置法人が信託銀行等に指示し、信託銀行等から事務局又は補助事業者
に直接支払う方式をとることがあります。

Ⅱ. 「造船業等復興支援事業」事務局設置運營業務の概要

1. 業務の目的

国土交通大臣が別途定める「造船業等復興支援事業費補助金交付要綱」に基づき造成された基金を活用して、被災した造船事業者等が集約等による経営基盤の強化を目的として行う被災地域における造船所の施設等の整備に対し、その経費の一部を補助する事業（以下「被災造船業等集約化促進事業」という。）を行うことにより、被災地域における造船所の復興と経営基盤の強化の両立を図り、ひいては被災地域の復興に資することを目的とします。

2. 業務内容

国土交通大臣が定める事業者（以下「事務局」という。）は、被災造船業等集約化促進事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付等の業務（以下、「交付等業務」という。）を実施するものとします。

基金設置法人と事務局が異なる法人である場合は、基金設置法人は当該業務の実施について、事務局への委託によるものとします。この場合において、基金設置法人は、委託契約の内容について、事前に国土交通大臣の了解を得るものとします。

（1）事業に要する費用の金額

① I. 3 により決定される事務費用とします。

なお、想定される管理件数は 10 件程度です。（場合によっては、これを超える場合があります。）

② 事務費用の区分は別表 1 のとおりとします。

（2）補助対象、補助率、補助金の上限額

補助対象、補助率及び補助金の上限額は、別表 2 に定めるものとします。

（3）交付規程の承認

① 事務局は、本事業の実施に際し、補助金の交付の手続き等について別途交付規程を定め、国土交通大臣の承認を受けなければなりません。これを変更しようとするときも同様とします。

ただし、基金設置法人と事務局が異なる法人であるときは、事務局は、定めようとする又は変更しようとする交付規程について、基金設置法人の承認も受けなければなりません。

② 交付規程は以下の事項を記載するものとします。

一 交付対象要件の定義及び補助率

- 二 交付申請及び実績報告
- 三 交付の決定及び補助金の額の確定等
- 四 申請の取下げ
- 五 計画変更の承認等
- 六 補助金の支払
- 七 取得財産の管理等
- 八 交付決定の取消し等
- 九 事務局による調査
- 十 セキュリティ対策
- 十一 補助金の返還及び納付
- 十二 その他必要な事項

(4) 事業の実施体制等

事務局は本事業の円滑な実施のため、以下の対応を適切に行うための体制を整えなければなりません。

- ① 被災造船業等集約化促進事業の公募
- ② 被災造船業等集約化促進事業の審査及び採択（第三者委員会の設置・運営を含む。）
- ③ 被災造船業等集約化促進事業の交付決定に係る業務（交付申請書の受理・交付決定通知書の発出等）
- ④ 被災造船業等集約化促進事業の進捗状況管理、確定検査、支払手続に係る業務
- ⑤ その他の事業管理に必要となる事項についての対応（①～④の業務に係る問い合わせへの対応を含む。）

(5) 被災造船業等集約化促進事業に係る新規申請の受付を終了する時期

本事業による新規申請の受付を行う期間は、平成27年3月31日までとします。

(6) 交付等業務を行う期間

原則として、平成28年度に補助事業者が行う補助対象事業が終了し、その補助対象事業に係るに係る造船業等復興支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）第4の4に掲げる業務が終了するまでとします。ただし、補助事業者に直接の責任を帰さない遅延要因が存在し、平成28年度までに事業を完了することが不可能である場合には、その補助対象事業に係る実施要領第4の4に掲げる業務が終了するまでとします。

事業実施期間等について、基金設置法人と事務局が同一の法人である場合は、事務局は、補助金交付決定及び補助金交付申請の状況等についてのデータを元に、必要に応じて国土交通大臣に指示を仰ぐものとします。また、事業の継続の有無に関わる事態が発

生した場合には、事務局は事業の継続の有無について、速やかに国土交通大臣の指示を仰ぐものとします。ただし、基金設置法人と事務局が異なる法人である場合は、事務局は、基金設置法人の指示も仰ぐものとします。

(7) 指導監督等

- ① 国土交通大臣は、事務局による本事業の実施に関し、この要領に基づき指導監督を行います。
- ② 事務局は、補助事業の採択にあたっては、第三者委員会を設置し、公募申請書等について意見を聴取し、同時に国土交通大臣に対して協議しなければなりません。
- ③ 国土交通大臣は、事務局に対し、補助事業の採択にあたって、必要に応じて指導及び助言を行うことができるものとします。
- ④ 事務局は、事業の実施に疑義が生じたとき、事業の実施に支障が生じたときには遅滞なく国土交通大臣に報告を行うこととします。
- ⑤ 国土交通大臣は事務局に対し、事業の実施状況の報告を求め、必要に応じ改善の指導を行うことができるものとします。
- ⑥ 事務局は、本事業の事務実施体制の大幅な変更等、本事業の実施に影響を及ぼす事情が生じたときは、速やかに国土交通大臣に報告を行うこととします。
- ⑦ 事務局は、本事業により取得した報告書・証拠書類等を整理し、事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間、国土交通大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければなりません。
- ⑧ 基金設置法人と事務局が異なる法人である場合は、①から⑦までにおいて国土交通大臣が行うこととされている指導監督等の措置は、基金設置法人も行います。

(8) 事業終了後の精算と残金の返還

事務局は、事業終了後、精算を行い、事務費用の原資として基金から受け取った資金に残余が生じた場合は、これを基金に返還するものとします。

(9) 事業実施に関して事務局が他者に与えた損害等に係る費用の取扱い

事務局が本事業の実施に関して他者に損害等を与えた場合、これに要する費用については、事務局の故意・過失の度合いに応じて、基金から支払わないものとすることができます。

(10) その他

事務局は、本公募要領に記載がないものについては、別途定める実施要領によるものとします。なお、実施要領に疑義が生じたとき、実施要領により難い事由が生じたとき、あるいは実施要領に記載のない細部については、国土交通大臣と速やかに協議し、その

指示に従うものとします。

ただし、基金設置法人と事務局が異なる法人である場合は、事務局は基金設置法人とも速やかに協議し、その指示に従うものとします。

別表 2

補助対象及び補助率

補助対象事業	補助率	上限額
<p>東日本大震災による地盤沈下により復興が困難となっている特定被災区域に存する中小造船事業者※（資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下のものに限る。）が、その関連事業者を交えつつ事業協同組合等を設立することにより、集約化を行い、漁業関連船舶建造・修繕施設等の整備を行う事業。</p> <p>※ 「特定被災区域」とは、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第2条第3項に規定するものをいう。</p>	2 / 3 以内	80億円

Ⅲ. 「造船業等復興支援事業」事務局設置運營業務に係る審査の手順について

1 評価委員会による審査

「造船業等復興支援事業」事務局設置に係る評価委員会において、提出された応募書類の内容について、審査を行う。

2 応募書類等の審査方法

(1) 「『造船業等復興支援事業』事務局設置運營業務に係る応募書類審査基準及び採点表」(以下「採点表」という。)に基づき、各委員が採点する。

【採点基準】

- ・ A (良い) 10 点
- ・ B (やや良い) 7 点
- ・ C (普通) 5 点
- ・ D (やや悪い) 3 点
- ・ E (悪い) 0 点

(2) (1) の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を事務局とする。ただし、本公募に係る応募者が 1 者の場合は、(1) の採点結果の平均点が 140 点以上の者であり、かつ、採点表に規定された 1. (1)、(4) 及び 2. (1) の審査基準を満たす者を事務局とする。

(3) 平均点が同点の場合、次の基準で事務局を選定する。

- ① 「A」の数が多い者を契約者とする。
- ② 「A」の数と同数の場合は、「B」の数が多い者を事務局とする。
- ③ 「B」の数も同数の場合は、「C」の数が多い者を事務局とする。
- ④ 「C」の数も同数の場合は、「D」の数が多い者を事務局とする。
- ⑤ 「D」の数も同数の場合は、委員の多数決により選定する。

IV. 「造船業等復興支援事業」事務局設置運營業務に係る応募書類

審査基準及び採点表

委員名 _____

提案者 _____

審査項目	審査基準	配点	評価(A)	係数(B)	A×B
1. 「造船業等復興支援事業」事務局としての的確性					
(1)	法人格の有無 (日本国内で登記された法人であるか。予算決算及び会計令第70条又は第71条の規定に該当しないものであるか。)	○又は×			
(2)	本事業の類似事業の実施実績 (本事業に類似の事業に関する実績を有しているか。過去に実施した類似事業に関し、遅滞なく処理を進められたか。等)	点 10		×1	点
(3)	適切な経営基盤、一般的な経理処理能力 (事業を実施する上で適切な経営基盤を有しているか。本事業の資金の管理体制の詳細について定められているか。)	点 10		×1	点
(4)	組織の本事業に関する専門知識・ノウハウ等 (わが国造船関連産業の実態等に精通しているか。)	○又は×			
2. 事業実施計画					
(1)	事業実施計画(スケジュール)の妥当性、効率性 (事業目的に対し、事業実施計画(スケジュール)が適切に定められているか。基金造成後、速やかに補助金の受け付けを開始する計画となっているか。)	○又は×			点
3. 事業実施方法					
(1)	補助金申請書類の管理等的確に遂行されるか。申請・進捗状況を的確に管理する工夫がなされているか。	点 10		×1	点
(2)	申請者からの質問や相談等への対応が、円滑に行われるための工夫がなされているか。	点 10		×1	点
(3)	申請書の審査が、効率よく円滑に行われるための工夫がなされているか。	点 20		×2	点
(4)	中間検査、確定検査の実施方針が明らかとなっているか。 (ノウハウの共有、効率的運営のための仕組み等)	点 20		×2	点
4. 事業実施体制と事務費用					
(1)	事業全体を通じて、国土交通本省と連携して、事業を実施する体制が構築されているか。	点 10		×1	点
(2)	審査委員を支える体制が十分か。審査会の開催のための費用は適切か。	点 10		×1	点
(3)	中間検査、確定検査を実施する体制が十分に構築されているか。	点 20		×2	点
(4)	案件が想定外に増加した場合の、バックアップ体制があるか。	点 20		×2	点
(5)	事務費用の金額の妥当性 (事務局の運営に必要な、必要最低限の費用となっているか。可能な限り合理化されているか。)	点 50		×5	点
(6)	その他、事業を適切かつ効率的に実施するための工夫があるか。	点 10		×1	点
合計					点

注1) 1. (1)、(4)及び2. (1)の審査基準を満たさないものは不合格として、選定対象としない。

注2) 応募書類等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような応募書類等は不合格として、選定対象としないことがある。

【採点基準】

- A (良い) 10点
- B (やや良い) 7点
- C (普通) 5点
- D (やや悪い) 3点
- E (悪い) 0点